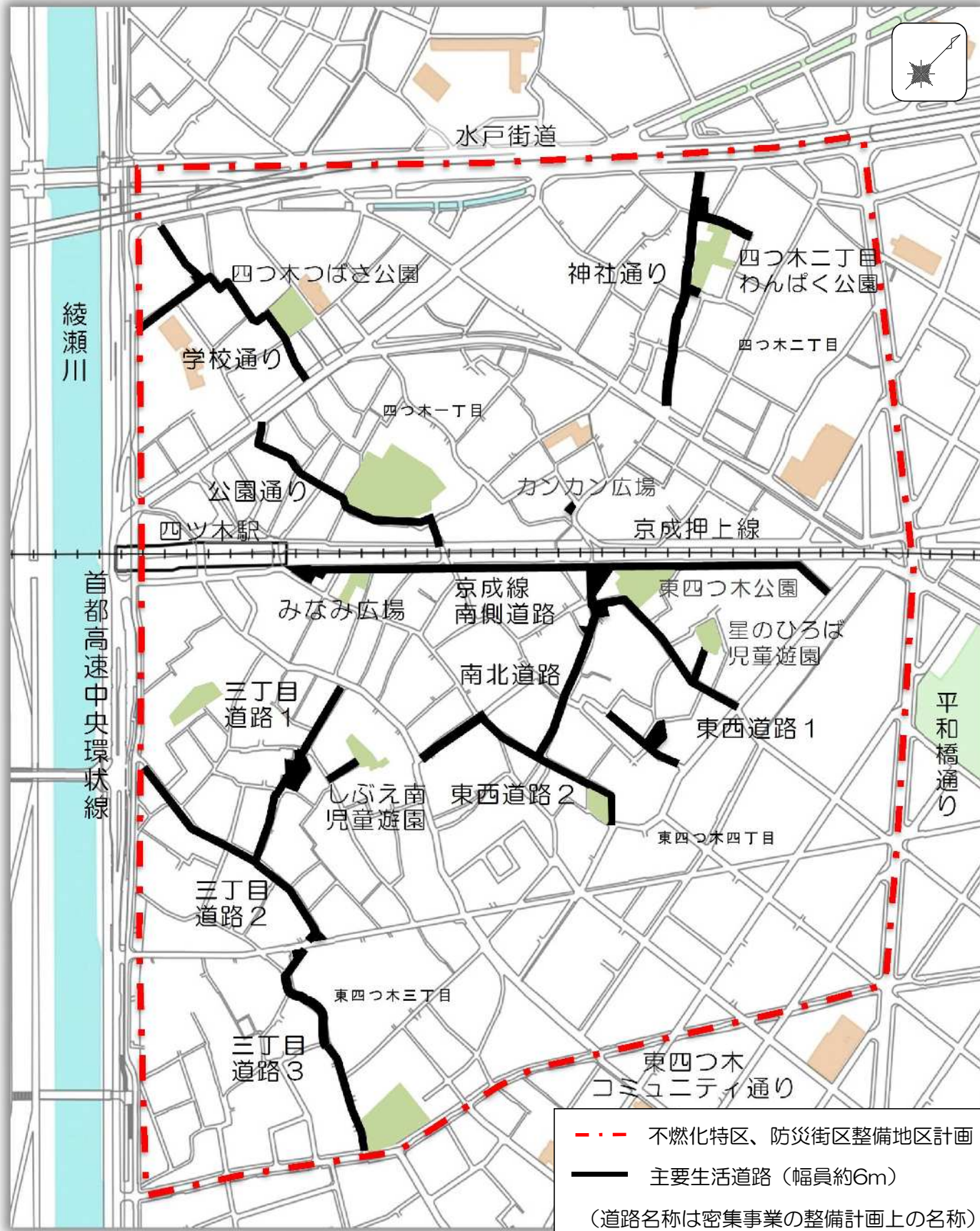


密集事業の整備実績（東四つ木三・四丁目地区、四つ木一・二丁目地区）

東四つ木三・四丁目地区では25年間（平成10年度～令和4年度）、四つ木一・二丁目地区では21年間（平成15年度～令和5年度）にわたって、地元まちづくり協議会をはじめ、地域住民の方々にご協力いただきながら、密集事業による主要生活道路の拡幅整備や公園整備を進め、災害に強いまちづくりの実現に取り組んできました。



密集事業の整備実績（東四つ木三・四丁目地区、四つ木一・二丁目地区）

主要生活道路

災害時に消防車や救急車が進入でき、円滑に消防活動が行える幅員6mの主要生活道路を整備しました。



公園

地域の人々の憩いや安らぎの場として公園・小広場を整備しました。防災活動拠点については、地域の防災拠点として、防災訓練を実施する地域活動の場として活用され、災害時には、地域やボランティアの人たちによる消火や炊き出し、応急活動などを行う場として活用される予定です。



**四つ木二丁目
わんぱく公園**
開園：令和6年3月
面積：約1,419㎡



みなみ広場
開園：令和元年7月
拡張：令和5年2月
面積：約472㎡



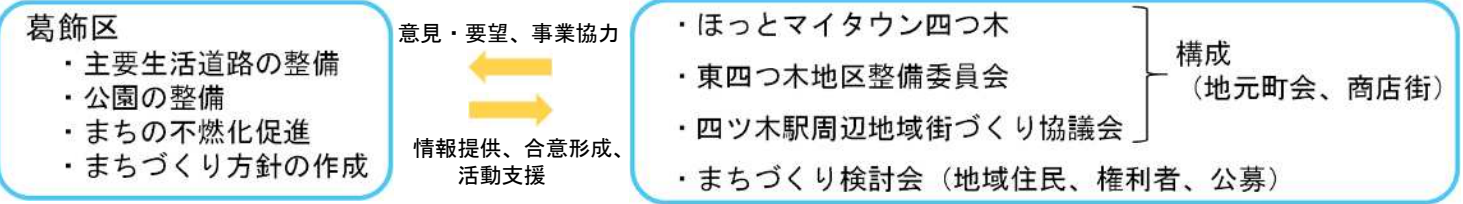
四つ木つばさ公園
開園：平成25年3月
面積：約934㎡



東四つ木公園
開園(拡張)
：平成18年12月
面積：約1,629㎡

まちづくりによる変化（不燃化特区、密集事業、防災街区整備地区計画）

まちづくりの目標 『高齢者も若い人も誰もが住みやすいまちづくり』
 「災害に強いまち」「住環境に配慮したまち」「にぎわいあふれるまち」



不燃化特区

- ・建物の不燃化促進
- ・老朽建物の除去

密集事業(道路整備等の事業)

- ・防災道路の整備
- ・公園、広場の整備
- ・共同建替えの促進

地区計画(建替えのルール)

地域の实情に合った
建替え等のルールを決め、
まちづくりの
長期的な実現を図る

東四つ木：平成25年12月5日指定（40.0ha）
 四つ木：平成25年4月26日指定（28.1ha）

東四つ木：平成10年度～令和4年度
 四つ木：平成15年度～令和5年度

都市計画決定：平成24年8月1日
 (変更)：平成27年3月10日

市街地状況の変化

■ 主要生活道路
 ■ 公園・広場



出典：国土地理院撮影の空中写真（平成4年10月22日撮影）一部加工

出典：国土地理院撮影の空中写真（令和元年8月3日撮影）一部加工

不燃領域率の変化

地区	不燃領域率 (%)	
	密集事業着手時	令和4年度末
東四つ木三・四	35.2	25.1%↑ 60.3
四つ木一・二	42.4	25.0%↑ 67.4

不燃領域率とは、市街地の「燃えにくさ」を表す指標です。60%以上に達すると、延焼による延焼率は0%に近づき、70%を超えると延焼率はほぼゼロとなります。

密集事業による用地取得状況

地区	令和6年3月末時点	
	道路用地取得	公園等用地取得
東四つ木三・四	7,541㎡	1,870㎡
四つ木一・二	1,656㎡	2,354㎡

地区内では密集事業の他に、四ツ木駅周辺の交通広場やバス通りの拡幅、連続立体交差事業などの都市計画事業が行われており、整備完了後、四つ木地区・東四つ木地区における南北の市街地の一体化が図られ、周辺の都市基盤がより一層整備されます。